

朝鮮開化初期における被教育者の呼称について

榎谷祐一

はじめに

現在、韓国では被教育者を「学生^{ハクセン}」と呼称している。ところが、朝鮮が近代に移行し新しい教育が導入される過程を考察していると、「生徒^{センド}」「学徒^{ハクト}」「學員^{ハクヤム}」「学生」という四つの呼称が登場することに気づく。これらの呼称の違いは何を意味しているのだろうか。これらの呼称は現在の韓国語で指すところの「学生」と言い換え得るものなのだろうか。

こうした概念について探求することは、どの分野の研究対象に対しても重要な課題である。概念史の重要性について、たとえば、鈴木貞美は「概念史研究は、あらゆる学問研究の不可欠な基礎である。概念史の重要性を知らなければ、過去の同じ語に現在の概念を投影する誤りは往々にして起る」と指摘している¹⁾。

しかし、これまでの研究は、近代教育の導入における被教育者の呼称について注意を払っていない。たとえば、本稿で考察するように、一八八六年に設立された育英公院において、被教育者たちは自らを「學員」と呼称し、

政府は彼らを「学徒」と呼称したが、先行研究では、育英公院の被教育者を「学生」と読み換えたり、説明のないまま「學員」「学徒」呼称を用いるなど、被教育者の呼称自体に関心を向けていない。^②一八八一年に慶應義塾に入学した兪吉濬は、柳定秀、尹致昊とともに最初の留學生と見なされているが、本稿で述べるように、「留學生」という呼称はこの時期にはほとんど現れない。また朝鮮後期において、一般的に「學生」とは死亡した「幼学」を指す用語であったが、それが被教育者という概念を持つに至った経緯について説明が試みられていないという問題もある。つまり、先行研究においては、開化期に表れる「生徒」「学徒」「學員」「學生」という四つの被教育者の呼称に対する正確な概念が把握できていない。唯一の先行研究例として、近代初期の語彙の定義付けを行なった『韓国近代初期の語彙』^③があり、見出し語に「生徒」「學員」が挙げられている。それによると、「生徒」は「中等以下の學生を指す語」、「學員」は「勉強する人員」と説明されている。しかし、これだけでは要領を得ない。

関連する研究として、開化期における教育者の呼称についての研究がある。^④この研究では、「教師」「教官」「教員」に着目している。要約すると、「教師」は伝統的に軍事教練を担当する教育者という概念を持ち、近代に入ってから、外国人教育者に対して使用された。一八九四年の甲午改革以後、法律に「教官」「教員」という呼称が登場するが、現場の外国人教育者には「教師」呼称が使用され続けた。それが一九〇〇年前後に、法律用語とは別に内国人に対しても「教師」が教育者を指す用語として一般化したと言う。

また、日本の学界では、「學生」呼称に関する研究がいくつか発表されている。佐藤喜代治は「學生」という言葉が中世に一度消滅し、近代に清国の『英華字典』（一八六六年）を通じて再輸入されたことを明らかにした。^⑤石堂彰彦は明治時代に「學生」が流布する様相を分析し、国家に貢献する「學生」と国家の規範から逸脱する「書

生」という概念の区別が生じたことを指摘した。⁽⁸⁾ 岩木勇作は明治初期における「学生」呼称の誕生とその意味を集中的に分析し、「学生」呼称の使用が進化主義と関係していると述べている。⁽⁹⁾

以上のように、近代朝鮮における被教育者の呼称は、まだ分析が試みられていない。よって本稿では、試論として朝鮮において近代教育が導入される一八八〇年代を中心に「生徒」「学徒」「學員」「学生」呼称がどのように使用されているのかを歴史学的観点から検討する。この時期、領選使及び朝土視察団に随行した留學生、同文、育英公院の運営など、新しい教育は政府主導で行なわれた。また、甲申政変（一八八四年）の失敗により急進的な改革が頓挫するものの、漸進的に清国の羈絆から脱しようとする時期でもある。⁽¹⁰⁾ このような社会の変化と被教育者の呼称に関連性があることを明らかにしたい。

一 近代教育の体験と受容された被教育者の呼称

1 領選使を通じて受容された「学生」呼称

一八七六年、「日朝修好条規」により朝鮮は西洋を基準とする国際秩序に取り込まれた。その後、二度にわたる日本への修信使派遣を通じて、朝鮮の知識人に西洋文物を受容する重要性が認識されはじめた。⁽¹¹⁾

第二次修信使金宏集は、日本滞在中、黄遵憲から『朝鮮策略』を受け取り、一八八〇年陰曆八月二十八日（以下、日付は陰曆である）、国王に献納した。そこには、「遣學生、往京師同文館、習西語」という一文が見える。⁽¹²⁾ 『朝鮮策略』の勧めに従い、朝鮮政府は、日本と清国に留學生を派遣することを決める。

ところで、『朝鮮策略』に見える「学生」という呼称は、朝鮮では慣例的に死んだ「幼学」のことを指す。

一九世紀末の辞典を引くと、『韓英字典』（一八九七年）では「学生」を「One dying without rang; a deceased scholar」と説明し、また『国漢会語』（一八九五年）では「儒死之称」と説明しており、「学生」は死者を意味することが分かる。李瀾が「生称幼学、死称学生、其義非也¹³⁾」と記してこの慣習に疑問を投げかけていることから、「学生」を生存者に使用することは一般的でなかったと考えられる。¹⁴⁾『朝鮮策略』に登場する被教育者を意味する「学生」は、朝鮮では一般的に使われない語義であった。

清国に派遣された領選使一行は留学生を団体として派遣した最初の事例として注目されている。¹⁵⁾朝鮮政府が清国に留学生を送ることを通達した文書は、一八八一年九月一六日付である。この時、派遣される被教育者は「工員」「匠工」と呼称されていた。¹⁶⁾金允植が領選使の命を受けたのは九月三日である。その時、記録された被教育者の呼称は「工徒」であった。¹⁷⁾

記録の上では領選使一行が義州統軍亭に到着した一〇月一七日に被教育者を「学徒」と「工匠」（あるいは「工徒」）とに区別した。¹⁸⁾すでに先行研究で指摘されているように、「学徒」と「工匠」との間には待遇に差があり、これは両班と中人の身分の差を現しているものと考えられている。¹⁹⁾

ところが、金允植は天津に到着してから、「学生」という呼称を使用しはじめる。

①「李鴻章」(一)は筆者註。以下同)問貴国、派有生徒、往日本學習何事。(金允植)対、未有派送学生於日本之事、日人留住王京、故使兵弁往学技芸(『陰晴史』一八八一年二月二六日条)

②李中堂批摺詳現留該局朝鮮学生十名……(同、一八八二年三月一七日条割註)

③余(金允植)曰、近閱申報、学生之自西遠来者……(同、一八八二年四月二二日条)

上記三点の用例は金允植が明らかに被教育者の意味で「学生」を使用しているものである。①の事例は特に興

味深く、李鴻章が「生徒」呼称で問いかけたところ、金允植は「学生」呼称で答えている。金允植が自覚的に「学生」呼称を用いている証左であろう。ただ、一方で金允植は「学徒」呼称も合わせて使用していることが確認できる。⁽²⁰⁾ 金允植は「学徒」と「学生」を区別せず同一の概念として使用しているように思われる。

清国では、『朝鮮策略』にも表れているように、被教育者を「学生」と呼称するのが一般的であった。⁽²¹⁾ 天津機器局でも清国人は金允植との筆談の中で「学生」呼称を用いている。⁽²²⁾ 清国人が「学徒」を使用した事例も確認できるが、これは被教育者の集団を指す呼称である。⁽²³⁾ 金允植が天津に着いてから「学生」を使用しはじめたのは、清国人の影響によるものであろう。

領選使一行は一八八二年、壬午軍乱の影響により中断された。帰国の際、李鴻章はドイツ人メレンドルフを顧問官として派遣し、同時に六名の清国人を同行させた。彼らは集団としては「学徒」、個々を指すときは「学生」と呼称されている。⁽²⁴⁾ この清国人たちは英語を教える学校「同文学」の初期教師を担当した。清国人が元々被教育者を「学生」と呼称したことに加え、金允植も同文学の被教育者を「学生」として記録していることから、同文学では被教育者を「学生」と呼称していた可能性が高い。

2 朝士視察団を通して受容された「生徒」呼称

一八八一年二月、領選使よりも少し先に、日本にも朝士視察団と呼ばれる一団が派遣された。⁽²⁵⁾ 朝士視察団は領選使と同じく留学生として兪吉濬、尹致昊、柳定秀を派遣した。また朝士視察団は日本滞在中、さまざまな学校を視察した。その内容は各員の日記に記録され、あるいは後日報告書にまとめられた。それらの記録に現れる被教育者の呼称は次の通りである。

〔許東賢編『朝土視察団關係資料集』（全一四卷） 国学資料院、二〇〇〇年から調査。本書の頁数を付す〕

生徒の例

①教員七万余、生徒二百四十万七千余……〔閔種黙『見聞事件』、一二卷、一二〇頁〕

②只従各学校生徒卒業……〔沈相学『日本見聞事件草』、一二卷、二四〇頁〕

③師範学校生徒百余人……〔嚴世永『見聞事件』、一二卷、三三〇頁〕

その他、李鑣永『日槎集略』、姜晋馨『日東録』、宋憲斌『東京日記』、趙準永『文部省（所轄目録）』、李元会『日本陸軍操典一』にも「生徒」呼称が見られる。

学徒の例

④全国大小学校不啻万計、学徒不下数十万……〔朴定陽『日本国見聞条件』、一二卷、一九八頁〕

⑤茶罷後遍觀学校、而一処有説八大家学徒……各有教師生徒、而非吾所謂学校也〔李鑣永『日槎集略』、一四卷、一八頁〕

学生の例

⑥文学第二年、使生徒研究心理学……而適学生論理學上、思想之進歩……故学生、当後來讀諸家著作……〔趙

準永『文部省（所轄目録）』、四卷、六九頁〕

このように、被教育者を指す呼称として「生徒」「学徒」「学生」が確認される。そのうち、最もよく使用されているのは「生徒」である。「生徒」呼称は、特に教育全般を報告した趙準永の『文部省（所轄目録）』に数多く確認できる。一方、「学徒」呼称の使用例は李鑣永と朴定陽にのみ確認されるが、その使用例はすべて集団を指

している。

ところで、『文部省（所轄目録）』には一部分に「学生」呼称が登場する。⑥の用例を見ると、「学生」と「生徒」が一つの段落に登場するが、これは趙準永が意図的に「学生」呼称を使用したのではなく、『明治一三、一四年度』東京大学法理文三学部一覽』を翻訳した際に語彙がそのまま移植された結果である。翻訳元の文章は次の通りである。

文学第二年ニ於テハ……生徒ヲシテ心体ノ相関係スル所以並ニ意識ト体様ヲ相並行スル所以ヲ知ラシム……論理學上恰モ今日學生思想ノ進歩ニ適応スヘキタルモノヲ示スニ在リ且ツ……要領ヲ得セシムルカ故ニ學生ハ之ニ由テ后来諸家ノ著書ヲ繙クニ方リ容易ニ其蘊奧ヲ闡ムルヲ得ベシ（『明治一三、一四年度』東京大学法理文三学部一覽』、六九頁）

この文章を⑥と比べると、漢字の語彙をほぼそのまま使用していることが分かる。こうして見ると、趙準永あるいはその翻訳担当者は、語彙の概念に留意せず、逐語訳のまま報告書を作成したようである。各報告書に表れる「生徒」呼称も同様であろう。

ただし、朝士視察団の被教育者に対する呼称用例は集団を表すものしか確認できないため、個人に対してどう呼称したのかは判断できない。そこで、壬午軍乱後に派遣された修信使朴泳孝の記録でそれを補完してみる。朴泳孝は一八八二年八月一日から一月二八日まで修信使として訪日した。主な業務は壬午軍乱の事後処理であったが、留学生の派遣と刷還も並行して行なった。留学生、すなわち被教育者が登場する記録は次の通りである。

・本大臣有率来本国生徒四人（『使和記略』一八八二年九月二三日条）

・生徒朴裕宏、朴命和、送于福沢諭吉私立学校（同、一八八二年一月三日条）

・生徒金亮漢、航海所費紙幣一千円（同、一八八二年一月一七日条）

・本国留學人金亮漢、在留貴國造船所學習（同、一八八二年九月九日条）

以上に挙げた例のうち、「留學人」という呼称が一度だけ登場するものの、他はすべて「生徒」と呼称されている。「留學生」呼称は使用されていない。留學生の受入先である慶應義塾の塾長福沢諭吉は朝鮮人留學生を「生徒」と呼称していた。⁽²⁷⁾

このように、日本を通じて入ってきた被教育者の呼称は主に「生徒」であった。「生徒」呼称は朝鮮でも使用されていたが、李鏞永が「非吾所謂學校也」と述べているように、日本で目撃した教育は、彼らにとつて異質なものであった。「生徒」もまた、これまでの概念とは異なる新しい教育を受ける者を指している。日本では東京大学が「學生」を使用しはじめる直前のことであり、一部分に使用された「學生」呼称もまた、逐語訳的に受容した。

二 「生徒」「學員」呼称の定着過程

先に見たように、「學生」と「生徒」は朝鮮にも存在する語ではあったが、領選使を通じて清国から「學生」が、朝士視察団を通じて日本から「生徒」が、新しい概念として持ち込まれた。その後、「學生」呼称は一時同文学で使用された可能性があるものの、一般的には用いられず消えてしまう。被教育者に対して使用されたのは、「生

徒」であった。例えば、一八八二年四月六日に調印された「米朝修好通商条約」第一条にある「Students of either nationality」は、「両国生徒」と漢訳されている⁽³⁰⁾。また一八八二年二月四日に制定された「通理交渉通商事務衙門章程」には「同文学……督率教習嚴課生徒……」とある⁽³¹⁾。『漢城旬報』『漢城週報』にも「生徒」が主に使用されている⁽³²⁾。通理交渉通商事務衙門も「生徒」を好んで使用した。「学徒」は集団を指す場合に用いられている。例えば、『漢城旬報』では表題に「英語学徒」とあるが、本文では「生徒」呼称が使用されている⁽³³⁾。『統署日記』では済衆院に置く被教育者を「学徒」と呼称しているが、その規則には「生徒」呼称が使用されている⁽³⁵⁾。よって、被教育者は「生徒」であり、集団としては「学徒」が用いられたと考えてよい。

一方、「学生」呼称は外国人の通信にしばしば現れる。

- ① 日館来函 磯林真三、帯同学生上野茂一郎……請発給護照事（『統署日記』一、一八八五年四月二二日条、六〇頁）
 - ② 函覆日館、以磯林真三、帯同学生上野茂一郎遊歴事、成送護照（同、一八八五年四月二七日条、六一頁）
 - ③ 陳館照会二度……一是査前派往朝鮮学生六名……（同、一八八五年五月一日条、六三頁）
 - ④ 照会陳館……又照覆二度……為派往朝鮮学生現在海関辦事者……（同、一八八五年五月四日条、六四頁）
- ①、②は日本から来た通信とそれに対する回答であり、③、④は清国から来た通信とそれに対する回答である。日本の事例は、語学学生が内地遊覧するための護照発給依頼に対し、許可を与えたという内容である。清国の事例は、海関事務見習いをする清国人学生の帰国問題を議論する内容である。このように外国人の場合、相手国が「学生」呼称を使用すれば、「学生」呼称で応じた。外国では「学生」という呼称が被教育者という意味で使用されていることは認識していたのである。しかし、自国民に対して「学生」呼称が使用される例は稀である⁽³⁷⁾。

つまり、一八八二年以後、被教育者の呼称は「生徒」が用いられ、「学徒」はその集団としての意味で用いら

れていた。それが、一八八六年初頃から「生徒」呼称が消え、「学徒」呼称に変わる。

史料で確認できる早い変化として、一八八六年二月二二日付『漢城周報』に「優等学徒南宮楹、申洛均」という用例が現れる。同年五月一三日付『承政院日記』には「学徒李宜植」という用例がある。これらの用例は集団ではなく個人を指す呼称として「学徒」が用いられはじめたことを意味する。再度確認すれば、朝鮮政府は一八八六年初以前までは意図的に「生徒」呼称を使用している。

①日館照会、外務卿来文、為朝鮮学徒李啓弼、金宣純、玄映運三人稟称……貴政府如欲該学生留学、則似宣接濟、如欲使帰国、速派員召回事（『統署日記』一、一八八五年七月一三日条、二四四頁）

②函送日館、本国生徒、理合率還……（同、一八八五年七月二九日条、二五一頁）

これは甲申政変後、日朝間で渡日留学生の刷還問題を議論した通信である。³⁵①の文は、日本側が朝鮮人留學生を「学徒」「學生」と呼称している。②はその回答であり、朝鮮側は「生徒」呼称で応じている。自国民に「学徒」「學生」を使用しないのは意図的なものであった。

しかし、通理交渉通商事務衙門においても一八八六年初頃から被教育者の呼称に変化が見られる。五月一四日に「学徒李宜植」という表現が確認され、³⁶それ以後、被教育者は「学徒」と呼称され、「生徒」呼称が現れなくなる。³⁷「生徒」呼称が意図的に用いられていたように、一八八六年以後の「学徒」呼称も意図的に使用されたものである。次の用例でそれを確認する。

①法館来函……現在獄囚弊国学堂学生三人一案、昨晤明言擬欲転奏貴国大君主、施恩允准等語、本大臣欲飭令弊署兵丁、前往貴国囹圄、將該三学生、引導前來弊館、是否希即回覆事（『統署日記』一、一八八八年五月二四日条、六九四頁）

②函覆法館、接奉函示、為三学徒積放一事……現奉勅諭、該学徒招致外署、曉諭放積、毋至再犯等因、奉此、查該学徒マ所犯、揆法難貸、而我大君主好生之德、洽于民心、且軫念貴大臣苦懇之意、俾該学徒全行積放、不勝欽頌……（同、一八八八年六月一日条、六九六頁）

③法館覆函……已將弊国学堂學生三名放送如此迅速、曷勝暢悅欣忭之至……（同、一八八八年六月二日条、六九八頁）

フランス宣教師の学堂に通っていた被教育者三名が拘束された事件で、フランス側が釈放を要求する通信の往復である。⁽⁴²⁾①の文でフランスは朝鮮人被教育者を「学生」と呼称しているが、②の文で朝鮮側は「学徒」呼称で応じている。③のフランスの返答は飽くまで「学生」呼称である。つまり、朝鮮政府はフランスの外交文書に登場する「学生」呼称を使用せず、「学徒」呼称に固執していることが確認できるのである。他にも電報局に在籍する被教育者の呼称は常に「学徒」と呼ばれていた。⁽⁴³⁾一方、電報局には義州電線合同に依拠して清国人実習生が派遣されていたが、彼らに対しては「学生」呼称が使われている。⁽⁴⁴⁾以前の如く外国人に対しては外国の呼称をそのまま使用した。

「学徒」呼称は新しい教育を受ける者のみに適用されたのではない。伝統教育機関においても被教育者呼称に「学徒」が使用された。この問題については、一八八六～一八八七年間に作成された儒教教育改革案を包含する『官学院録⁽⁴⁵⁾』を通して周辺の観察できる。『官学院録』に収録されている一八八六年八月一六日付内務府下達「新設学校節目」では、被教育者呼称として「儒生」という語が一部見られるものの、⁽⁴⁶⁾主として「学徒」が用いられている。⁽⁴⁷⁾同じく儒教改革の一環として一八八七年七月に成均館が経学院に改称されたが、⁽⁴⁸⁾ここでも「学徒」呼称が使われている。⁽⁴⁸⁾

「新設学校節目」が内務府から下達された指令であることと、その時期が一八八六年以後であること、同じ一八八六年初めに『統署日記』においても被教育者を「生徒」から「学徒」に呼び換えていることを統合し考えれば、中央政府のなかで一八八六年初め頃に被教育者の呼称を「学徒」とするという何らかの合意があったものと推測される。当時の辞典を引くと、『韓仏字典』（一八八〇年）には「学徒」の見出し語がない。『韓英字典』（一八九〇年）には「学徒」の見出し語があり、『Student member of school』と説明されている。『韓英字典』には「生徒」「学生」の見出し語はない。やはり一八八六年の前後で被教育者の呼称が変化していることが分かる。

一八八六年初めとは朝鮮最初の近代的教育学校と目されている育英公院が設置された時期と重なる。『育英公院日録』を見ると、育英公院の被教育者については、七月二日の時点で「学徒」呼称が使用されている。⁽⁵⁰⁾七月二十八日に公布された「育英公院節目」にも「学徒」呼称が確認できる。⁽⁵¹⁾ここまでは先に確認された「学徒」呼称と同じである。

ところが、育英公院においては、以後、おもに「學員」という呼称が用いられた。また「學員」は育英公院でのみ使用されている。「學員」呼称は先に紹介した「育英公院節目」に一度登場する。⁽⁵²⁾ただし、「育英公院節目」では「学徒」も使用されており、「學員」と概念上の区別はつかない。以後、育英公院の被教育者は以下のように「學員」となる。

- ・自命下之口準十口内、備充學員（『育英公院日録』一八八六年八月一〇日条）
- ・如有學員無故懸病（同、一八八七年四月一四日条）
- ・而亦不可不繼選學員以広語学（同、一八八九年一月一四日条）

以上の例は、育英公院内での自称である。ところが、政府から育英公院への文書は「学徒」呼称なのである。

・有筋教、自上下教内、学徒亦頻散漫（『育英公院日録』一八九〇年八月二三日条）

・給憑……現以育英学徒（『統誓日記』二、一八八九年六月二三日条、一二六―一二七頁）

つまり、政府は育英公院に対して他の被教育者と同様に「学徒」呼称を用いているにもかかわらず、育英公院は自らを「學員」と呼称していた。ここから育英公院が自己を「学徒」と区別するアイデンティティを持っていることを窺うことができる。この区別は、「学徒」を下級とし、「學員」を上級とするイメージとして、甲午改革以後の教育の場に引き継がれることになる。⁽⁵³⁾

おわりに

本稿では朝鮮開化初期における被教育者呼称の導入過程を考察した。その結果、朝鮮政府は「生徒」「学徒」「學員」「学生」という被教育者の呼称を区別して用いていることが明らかになった。要点をまとめると次のようになる。

一八八一年、朝鮮政府は清国に領選使、日本に朝士視察団を派遣した。その結果、清国からは「学生」、日本からは「生徒」呼称がもたらされた。その後、被教育者の意での「学生」呼称は、同文学で使用された可能性があるものの、一般的には使用されず、「生徒」呼称が定着した。しかし、一八八六年初め頃から「生徒」呼称は消え、「学徒」呼称が使用される。また、同時期に育英公院が設置されるが、その被教育者は「學員」と自称した。この「學員」は育英公院が自らを「学徒」と区別するためだと考察した。史料では「学生」呼称も確認できるが、その用例をみると、清国または日本が自国民を「学生」と呼称した際に、それに応答する形で使用しているものであり、朝鮮人に対しては「学生」を使用しない態度をとっていたことが観察された。分析対象が言葉である以

上、若干の「ゆれ」も見られるが、傾向として、本稿で指摘した概念が存在することは明らかである。

一八八六年初め頃から使われる被教育者呼称「学徒」「學員」は、清国や日本に使用例があるとしても、その出現過程からみて朝鮮で独自に選択されたものだとと言える。一八八六年という時期は、「はじめに」で述べたように、朝鮮が漸進的に清国の羈絆から脱しようとする時期である。外交儀礼の場においても、君主の自称が「朕」に、尊号が「陛下」に変わり、「聖寿慶節」で誕辰を祝うなどの変化が見られる⁽³⁴⁾。被教育者呼称の変化も、このような既存秩序の変化の一つに位置づけられよう。よって被教育者呼称として「学徒」「學員」が選択されたのは、それが清国や日本とは異なる独自性の表現だったのではないかと考えられる。

被教育者呼称は、その後、甲午改革期、「保護国」期、植民地期など、各時代で変化が見られる。また前近代の被教育者呼称とのつながりも考慮しなければならない。本稿の問題意識をそれぞれの時代に広げて考察することが課題である。

註

(1) 鈴木貞美「東アジアにおける学芸諸概念とその編成史——国際共同研究とその方法の提案」『日本研究』

三七、二〇〇八年、二五三頁。

(2) 育英公院については、その設立過程、被教育者の構成、授業の内容など、研究成果が蓄積している。代表的な研究として、尹健次『朝鮮近代教育の思想と

運動』東京大学出版会、一九八二年、六四〇七三頁。

金京美『한국 근대 교육의 형성』해안、二〇〇九年、

八一〜九八頁。金敬容『育英公院目録』연구『教育史学研究』二〇一〇年、二〇一〇年。최보영『育英公

院의 설립과 운영실태 再考察』『韓国独立運動史研究』

四二、二〇一二年。서명일『육영공원의 교과서와 근

대 지식의 전파』『韓国史学報』五六、二〇一四年、など。

- (3) 一八八〇年代の渡日留學生の代表的な研究として、阿部洋「旧韓末の日本留学(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)」『韓』三一五、三一六、三一七、一九七四年。上垣外憲「日本留学と革命運動」東京大学出版会、一九八二年。李光麟「開化初期 韓国人の日本留学」『朝鮮開化史の諸問題』一朝閣、一九八六年。李吉魯「一九世紀後半における朝鮮人の日本留学——最初の日本留學生が派遣される経緯を中心として」『教育学雑誌』三七、二〇〇二年。金淇周「개화기 조선 정부의 대일 유학정책——一八八〇년대를 중심으로」檀国大学校東洋学研究所編『개화기 한국과 세계의 상호 교류』국학자료원、二〇〇四年、など。
- (4) 朝鮮時代、「學生」に関する研究として、崔永浩「幼學・學生・校生考——一七세기身分構造的 변화에 대하여」『歴史學報』一〇一、一九八四年。崔承熙「朝鮮後期「幼學」・「學生」의 身分史的 意味」『國史館論叢』一、一九八九年。李俊九「朝鮮後期身分職役變動研究」一朝閣、一九九三年。なお、「學生」の本来の意味は、成均館・四學に所属する幼學を指すものであった。先行研究により、文祿・慶長の役以後、「學生」は死んだ幼學に対する尊号として一般的になったことが明らかになっている。
- (5) 宋喆儀、他『한국 근대 초기의 어휘』ソウル大学校出版部、二〇〇八年。
- (6) 韓龍震・김자중「근대「교사」개념의 수용과 변천에 관한 개념사적 고찰」『韓國教育史學』三七、三二、二〇一五年。
- (7) 佐藤喜代治「「學生」「學匠」並びに「書生」」『國語語彙の歴史的研究』明治書院、一九七二年。
- (8) 石堂彰彦「書生」と「學生」のあいだ——一八八〇年代の『読売新聞』における変遷』『成蹊人文研究』一四、二〇〇六年。
- (9) 岩木勇作「「學生」の起源——教育における呼称の歴史的研究」『創価大学大学院紀要』三二、二〇〇九年。
- (10) 朱鎮五「한국 근대 국민국가 수립과정에서 왕권의 역할(一八八〇〜一八九四)」『역사와 현실』五〇、二〇〇三年。岡本隆司「属国と自主のあいだ」名古屋大学出版会、二〇〇四年。韓哲昊「한국 근대 개화과와 통치기구 연구」선인、二〇〇九年。張暎淑「고종의 정치사상과 정치개혁론」선인、二〇一〇年。
- (11) 尹健次前掲、二四頁。
- (12) 黃遵憲「朝鮮策略」(國史編纂委員會編『修信使記錄全』同刊行、一九五八年、一六七頁)。
- (13) 「今俗無位之士、生稱幼學、死稱學生、其義非也」、李漢「人事門、生員條」『星湖僊說』卷三。崔永浩前掲、四頁。

(14) 先行研究では、「生称幼学、死称学生」の慣習を認めつつも、「学生」が生存者に使用されている事例があることを確認している(崔承熙、前掲、一一六～一一七頁。李俊九、前掲、一二六頁)。

(15) 領選使の先行研究として、権錫奉「領選使行에 對한 一考察」『歴史学報』一七・一八、一九六二年。李相一「김은식의 개화자강론과 영선사 使行」『韓國文化研究』一一、二〇〇六年。

(16) この咨文は金允植の日記『陰晴史』(国史編纂委員會編「從政年表・陰晴史全」同刊行、一九七一年、以下『陰晴史』)に記録されている。「朝鮮国王、為派遣工員學習製造事」「朝鮮国王、為派遣匠工、赴廠學造事」『陰晴史』一八八二年二月二〇日条。

(17) 「自有工徒添選之命、中人子弟三十余人」『陰晴史』一八八一年一〇月一七日条。
(18) 「率學徒、工匠來到、尚有未到者云」『陰晴史』一八八一年一〇月一七日条。

(19) 権錫奉前掲、二九五～二九六頁。金京美、前掲、三四頁。
(20) 「送學徒九人、隨從六人、學徒李章煥」『陰晴史』一八八二年三月六日条。

「余〔金允植〕曰……敝邦學徒不慣遠游久客……」同、一八八二年三月一五日条。

(21) 例えば、「嗣後查看前館學生」『京師同文館館規』、舒

新城編『中華史料叢刊近代中国教育史料』中国人民大學出版社、二〇一二年、八頁。「開明學生姓氏籍貫里居、先至本書院報」、「中西書院告白」『申報』一八八五年二月一日付五面。

(22) 「吳觀察」書示曰、貴邦之學生「陰晴史」一八八一年二月一〇日条。

「水雷局學堂職員」又書示曰……即貴國學生「陰晴史」一八八一年二月一日条。

(23) 「游〔藏園〕」問曰、聞貴國學徒……『陰晴史』一八八二年三月一五日条。

(24) 「穆〔メレンドルフ〕」曰、出洋學徒六人、吾將帶出、先教貴國學生等、習西語西文、分送開港三處、一處各二人、交涉商務等事……仍出示學徒六人姓名、頭批出洋學生蔡紹基、在水師營務處、頭批出洋學生梁敦彥在電報學堂、二批出洋學生吳仲賢、在機器東局、三批出洋學生、林沛泉、在津海新関、三批出洋學生周長齡、在津海新関、三批出洋學生梁如浩、在南局、三人此次同往、其餘明春來會」『陰晴史』一八八二年一〇月一四日条。

(25) 「抄摺語學生、教習於同文學校……學生為四十余人」『陰晴史』一八八三年四月条。

(26) 朝士視察團については次の研究を参照。許東賢「近代韓日關係史研究——朝士視察團의 日本靚斗 國家構

想」国学資料院、二〇〇〇年。

(27) 『福澤論吉書簡集』三、岩波書店、二〇〇一年、二九一頁。同、三〇八頁。

(28) 岩木勇作、前掲、一七五～一七六頁。趙準永『文部省所轄目録』の元となった『明治一三、一四年度』東京大学法理文三学部一覽』の次年度版は、「生徒」呼称が「学生」呼称に置き換えられている。

(29) 〔韓国〕国会図書館立法調査局編『旧韓末条約彙纂』中巻、同刊行、一九六五年、三〇四頁。

(30) 『通理交渉通商事務衙門章程』、ソウル大学校奎章閣所蔵、奎一五三三三。これは「統理交渉通商事務衙門章程」と「統理交渉通商事務衙門統章程」からなり、前半部は一八八二年（高宗一九）一二月四日に制定されたものである。

(31) 「語学生徒入日本者……」、『駐日生徒』『漢城旬報』一八八三年一二月二〇日付七面。「故学校歳増生徒日進……」、「学校」同、一八八四年三月一八日付一六面。「而其生徒皆聰明……」、「私議、論学政第一」『漢城周報』一八八六年一月二五日付八面。

(32) 「語学生徒尹定植……」、『旧韓国外交関係附属文書三——統署日記』一、高麗大学校亜細亜問題研究所、高宗二〇年（一八八三）九月一三日条、二三頁。以下、同シリーズを『統署日記』とする。

「照会日館、游学日本生徒事」『統署日記』一、一八八四年一月三日条、三七頁。

「同文学生徒都講為之」同、一八八四年一月三〇日条、三八頁。

「揀選生徒、派遣大日本国遊学」同、一八八五年四月二〇日条、二二二頁。

(33) 「通商衙門設有同文学英語学塾募集生徒……得宜生徒漸有進益現額為二十九人……」、「英語学徒近況」『漢城旬報』一八八四年三月一八日付三面。

(34) 「本衙門設有施医院一所……邀美国医師安連、并置学徒医薬諸具」『統署日記』一、一八八五年二月一八日条、一八七～一八八頁。

(35) 「第一条ニ生徒幾員〇」、「公立医院規則」『漢城周報』一八八六年二月一日付四面。

(36) 上野茂一郎の朝鮮派遣についての別史料として、明治一六年九月一七日「參謀本部より朝鮮国語学生徒上野茂一郎俸給の件照会」アジア歴史資料センター、Ref. C0907128620、防衛省防衛研究所蔵。

(37) 筆者の調査では次の用例を確認した。「函日館、本国留学生食費等事……」、『統署日記』一、一八八六年二月五日条、三四〇頁。「釜牒、日領事照会国文、未得詳解、方選学生于日館講習」同、一八八七年六月一九日条、五四八頁。「機器局来文……派送製薬学

生金有植……」(『統署日記』二二、一八八九年二月二六日条、六七頁)。

(38) 次の史料にも掲載されている。『旧韓国外交文書(日案一)』高麗大学校亜細亜問題研究所、二五五頁(文書番号五三三)。ここでは「朝鮮留學生徒」「學生」呼称が使われている。

(39) 『統署日記』一、一八八六年五月一日条、三八七頁。

(40) 『來文爲学徒李学仁』(『統署日記』一、一八八六年七月五日条、四〇四頁)。

「学徒以内外衙門堂郎子……」(同、一八八六年七月一日条、四〇七頁)。

「至本国学徒閔、辺、尹三人」(同、一八八六年七月一日条、四〇八頁)。

(41) 『統署日記』で朝鮮人に対して最後に「生徒」が使用されるのは一八八六年四月二四日である(『統署日記』一、二七七～二七八頁)。よって「生徒」と「学徒」の転換点は、確認できる限りで言えば、一八八六年四月末である。

(42) 同事件のフランス側の記録として、国史編纂委員会編『프랑스의 고문서 2』同刊行、二〇〇三年、三九～四二頁(フランス語文は二二九～二三三頁)。原語は「trois élèves」となっている。

(43) 「電報局啓曰……本局学徒幼学白詰鋪」(『承政院日記』

一三六冊、高宗二五年(一八八八年)二月三日条)。

「又啓曰……本局学徒司果李義宣」(『承政院日記』一三六冊、高宗二五年(一八八八年)二月一日条)。

(44) 「電報局雇用中国領班學生二人新費」(『統署日記』一、一八八七年六月二八日条、五五三頁)。

(45) 韓国国学振興院所蔵。「官学院録」については、金敬容がテキストを翻刻、翻訳して内容分析を試みている。金敬容「一九세기말 更張期 朝鮮의 교육개혁과 「官学院録」 「教育史学研究」一八一、二〇〇八年。

(46) 「八道四都各營例有儒生居接所」(『新設学校節目』第八条)。

(47) 「歲試則俱率学徒」(『新設学校節目』第五条)。

「各營邑学院学徒、扱其本地士民子弟」(同、第九条)。

「每三朔式遣任学院、課訓学徒」(同、第十条)。

「如有出力而私設学塾、興勸学徒」(同、第十二条)。

(48) 「内務府啓……京学院(經学院)既設置矣……会院学徒」(『承政院日記』一三六冊、高宗二四年(一八八七年)七月二〇日条)。

(49) 高麗大学校附属図書館所蔵。金敬容がテキストを翻刻、翻訳して内容分析を試みている。金敬容前掲(二〇一〇年)。

(50) 「以司謂口伝下教曰……学徒以内外衙門堂郎子……」(『育英公院日録』一八八六年七月一日条)。

(51) 「一、学徒課日……」、『育英公院日録』一八八六年七月二八日条。

(52) 「一、院設左右、各充學員、課日肄習」、『育英公院日録』一八八六年七月二八日条。

(53) 本稿では、詳しく述べないが、例として、「政府来関……棟師範學員各四人……小学学徒各六人……漢英日學員各二人……」（『統署日記』三、一八九四年九月二日条、四〇六頁）という記述から、師範学校、外国語学校は「學員」、小学校は「学徒」と区別していることが確認できる。

(54) 月脚達彦『朝鮮開化思想とナショナリズム』東京大学出版会、二〇〇九年、一四四～一五一頁。

